

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要

綱

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行期

日は、令和元年十一月十六日とすること。